

博物館施設の在り方の整理・検討に係る支援業務公募型プロポーザル説明書

1 委託業務内容

- (1) 業務名
博物館施設の在り方の整理・検討に係る支援業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和8年3月31日(火)まで
- (3) 業務内容
別紙 博物館施設の在り方の整理・検討に係る支援業務基本仕様書のとおり。
- (4) 本業務に係る費用
本業務の委託限度額は、9,384,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以内とする。
- (5) 契約担当課
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎2階)
広島市市民局文化スポーツ部文化振興課
TEL 082-504-2500 FAX 082-504-2066
E-mail bunka@city.hiroshima.lg.jp

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないこと。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「30-02調査・研究」に登録されている者であること。
 - ② 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「30-03計画策定」に登録されている者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (7) 再委託する場合の再委託予定事業者についても、提案者に準じ、上記(1)～(3)、(5)及び(6)の条件を全て満たしていること。

3 参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出書類
次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること。
 - ア 参加資格確認申請書(様式第1号)
 - イ 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書(写し可)
 - ウ 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書(写し可、電子納税証明書は不可)

※ イ及びウについて、証明年月日が参加資格確認申請書提出から3か月前の日以降のものに限る。なお、納税義務がない場合等は申立書(様式第2号)を提出すること。

(2) 提出期間

公示日から令和7年5月21日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(4) 提出方法

前記1(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着とする。）で提出すること。

(5) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 参加資格確認結果の通知

審査後、速やかに参加資格確認結果を書面で通知する。

4 質問の受付及び回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和7年5月14日（水）までの閉庁日を除く毎日
午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 前記1(5)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書（様式第3号）に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。なお、質問書が契約担当課に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記1(5)において、令和7年5月28日（水）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、令和7年5月28日（水）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

5 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和7年5月28日（水）までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、令和7年5月28日（水）は正午までとする。

(2) 提出方法

前記1(5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着とする。）で提出すること。

(3) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(4) 提案書の提出部数等

ア 正本1部、副本10部を提出すること。

イ 企画提案書は1者1提案とし、2提案以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。また、採用された提案の著作権は広島市に帰属する。

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限までに限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

(5) 提案の内容

ア 提案書の記載項目

様式第4号のとおり。

イ 提案書作成に係る注意事項

表紙には、「博物館施設の在り方の整理・検討に係る支援業務 委託業者選定公募型プロポーザル提案書」と記載するとともに、提案者名を記載すること。ただし、提案者名の記載は正本のみとし、副本には社標など提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

また、内容の記載に当たっては、文書、写真及びイメージ図等を用い、具体的に記載すること。

(6) 提案の無効

- ア 本説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案
- イ プロポーザル参加者が、受託候補者の特定までの間に前記2(3)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合
- ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- オ 本説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- キ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案
- ク 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

6 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、博物館施設の在り方の整理・検討に係る支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査基準
別紙 受託候補者特定基準のとおり。
- (3) 受託候補者の特定
 - ア 受託候補者の特定に当たっては、審査（プレゼンテーション）を実施し、審査結果に基づいて決定する。ただし、提案者が5者を超える場合は、第1次審査（書面審査）を実施したのち、その審査結果に基づいて第2次審査（プレゼンテーション）の対象者を決定する。
 - イ 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。
ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙「受託候補者特定基準」の合計得点（100点満点）が、本市の求める最低水準（60点）に達していない場合は、受託候補者とならない。
 - ウ 得点が同じ者が2人以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

7 審査スケジュール及び審査結果

- (1) 審査スケジュール
 - ア 第1次審査（書面審査）
提案者が5者を超える場合は、提出された企画提案書について令和7年6月初旬に書面審査を実施した上で第1次審査通過者を決定し、提案者が5者を超えない場合は、書面審査を実施したとみなし、全提案者を第1次審査通過者とする。
提案者数にかかわらず、令和7年6月上旬に、書面によりすべての提案者に審査結果を通知する。
 - イ 第2次審査（プレゼンテーション）
第1次審査通過者を対象に令和7年6月上旬に実施し、6月中旬に、書面により第2次審査に参加した提案者に審査結果を通知する。なお、プレゼンテーションの実施日は、都合により変更する場合がある。
提案者による提案内容の説明は15分程度、質疑応答は10分程度として実施することを予定している。また、出席人数は3名までとし、業務責任者は必ず出席すること。なお、追加資料の配付は認めない。審査時間や場所については別途通知する。

(2) 審査結果

契約の締結後、提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。

8 契約の方法等

- (1) 「基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示すものであり、契約に当たっては、受託候補者として特定した者と、企画提案に基づき仕様書について協議を行い、協議が整った段階で当該仕様書に基づき見積書を徴取の上、随意契約をする。

受託候補者として特定した者と協議が整わない場合には、その特定を取り消し、次順位の提案者を受託候補者とした上で、仕様書について協議を行う。

- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

9 その他

- (1) 本契約案件の履行に当たっては、関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) 企画提案書及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における企画提案書等の差替及び再提出は認めない。企画提案書等について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 企画提案書等に記載した従事予定者の変更は、原則として認めない。ただし、病気休暇、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合で、本市の了解を得た場合はこの限りではない。
- (7) 企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定結果の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

10 問い合わせ先

前記1(5)に同じ。